

IFRS コンソーシアム入会規程

IFRS コンソーシアム（以下、本会）は、定款第 7 条の入会規程を次のとおり定める。

（入会資格）

第1条 本会への入会資格は次のとおりとする。

（1） 法人会員

本会の目的に賛同する企業及び団体で、本会事務局の審査により適当と認められた法人

（2） 個人会員

本会の目的に賛同する個人で、株式会社アビタスの USCPA、CIA、CISA、IFRS の受講生もしくは本会事務局の審査により適当と認められた個人

（入 会）

第2条 前条で認められた法人または個人は会費規程第 1 条に定める会費を納入して初めて入会となる。